

## 学童野球における〈変化球禁止〉について〈全軟連競技者必携より〉

### 〈変化球に関する事項〉

学童部の投手は、変化球を投げることを禁止する。

関節の障害防止のため、まだ骨の未熟な学童部の投手に対して変化球を投げることを禁じ、変化球を投げた場合は次のペナルティを課すこととする。

**変化球を投げた場合とは、投球が審判員によって変化球と判断された(投手の意図を感じた)場合を言い、すべて審判の判断である。**

なお、ペナルティは少年の肘・肩の障害防止が目的で、骨の未熟な投手が、特に肘や手首などをひねって投げるような投球方法を禁じているのであるから、監督・コーチは、この点に十分留意して指導しなければならない。

#### 〈ペナルティ〉

(1) 変化球に対して“ボール”を宣告する。

(2) 投手が変化球を投げた場合は、投げないように監督および投手に厳重注意する。

注意したにもかかわらず、同一投手が同一試合で再び変化球を投げたときは、その投手を交代させる。

なお、その投手は他の守備位置につくことは許されるが、大会期間中、投手として出場することはできない。

(3) 変化球が投げられたときにプレイが続けられた場合は、打者が一塁でアウトになるか、走者が次塁に達するまでにアウトになった場合は、プレイを無効とし、打者のカウントに“ボール”を加える。

この場合状況によっては、攻撃側の監督の申し出があれば、プレイはそのまま有効とする。

ただし、打者が安打、失策、四球、死球、その他で一塁に生き、走者が進塁するか、占有塁にとどまっている場合は、変化球とは関係なくプレイはそのまま続けられる。